

啓 事

一同 幹 員 昭味八平十一月一日

一 儲 蓄 員 昭味八平十月二十五日

一 關 係 隊 合 交 談 同 志 會

一 參 照 者 二十六名(内二十五名)

一 儲 蓄 の 理 因 運轉手佐治久道に就いての事

合資會社自運車商會儲蓄の事 廿二十六、廿四

一 發 賣 民平改一圓十錢半當を合せて五十圓

一 資 業 員 民二一名 廿一五名

一 乘 合 自 運 車 業 吉 田 茂 樹

一 分 委 員 田 良 哉

一 資 本 金 十 萬 圓 (全額貯込)

合資會社 蔡古古運出車商會 大 幹 員 蔡

一 各 古 運 出 車 商 會 中 四 丁 目 五 六 六

昭味八平十二月十一日

多 謝 状 小 冊

8.15.12
2.30.0

會社側に於いては養營業別々のため會社の統制に服せざる従業員を整理せんとし十月二十二日運轉手佐治久道を糾首せんとしたが同會社内組織せる交通同志會(顧問國家社會黨市會議員長瀬繁太郎)の會長加藤勇等協議し其の交渉を長瀬に依頼したので長瀬は數日間糾首を保留されたいと要求し、會社側もこれを譲として廿七日更に猶豫されたいと要求したが一蹴され廿七日糾首を發表した。かくて二十九日長瀬は統制を亂すと云ふなら敢て復職を要求しないが今後糾首の場合は組合に協議されたい。今回の糾首者に手當二十圓を支給されたいと要求したが會社側は五圓以上は支給し難しとなし交渉決裂し三十日は交通同志會幹部協議しあくまで目的貫徹を期して戦ふことを決定した。以上の如く險惡なる空氣となつたので所轄鍋屋警察署では十一月一日兩者代表を同署に招致して懇談をなした結果左の如き條件で圓滿解決した。

一 運轉手佐治久道の解雇に對し會社は錢別として金一封(二十圓)を支給すをこ

二 今後交通同志會員にして會社側に服従せず不都合の行爲ありたる場合は會社は遂一長瀬繁太郎に通告し長瀬は之が行爲矯むに努むること